

(記入例) ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯

蔵入徴収官、蔵入徴収官代理、分任
蔵入徴収官又は分任蔵入徴収官代理
古殿氏名並びに所屬庁名及び所在地

總 聖 中

証券受領 全額 郵 送 区 計 目 一

物理 卷

証券受領 金額	証券 種類	証券 区分	科目	目次

(住所)

(氏名)

總付場所
日本銀行本店、支店、代理店、
輸入代理店又は
所屬輸入官吏

展

延滞金の起算日	延滞金の利率	年	月	日	までに
年 月 日	%				円発生しています。

◎この平面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

(記入例)

金

○印字機に入力した数字を、キーボードから入力して得たものと異なるようになっている場合は、

元水	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	億	千	百	十	万	千	百	十	円
利息	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
経費等	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
合計額	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

翌年度　月１日以降現年所納入組入　上期の合計額と異なりとした。

(主計又は所管)	(会計)
(取扱い名)	

(領収年月日及び
び領収者名)

納付目的

號一 [] 律 [] 理 [] 時 []
 新 [] 口 [] 一 []
 全 [] 部 [] 一 [] 部 []

日本銀行本店、支店、代理店、兼入代理店又は所屬収入官吏

展

元	千	百	十	万	千	百	十	円
利	息							
延	滞							
合	計							
課	年	度	月	1	0	以	降	課
入	組	入	組	入	組	入	組	入
上記の合計額を預取しました。								
(合計)								
(主審又は所管)								
(取扱者名)								
(預収年月日及 び振込者名)								
納	付	的						
日	目							

領收証書・納入告知書・納付書)

國庫金

[illegible]

年 月 日
 輸入税支管、輸入税取寄代理、税
 輸入税取寄代理又は分任税取入税
 取寄代理 官職 氏名
 全部 一部
 科目の - 科目の -

納特爾蘭
年 月 日

新刊場所

(氏名)

5

解

内 務 費 用 四	延滞金の起算日	延滞金の利率	元 月 日	年	月	日まで	円
	年 月 日	%	元 月 日	年	月	日まで	円

元	本	利	息	延	誤	金	合	計	額
<									

課年度	月1日以降課年収輸入額入	上記の合計額を収収しました。
(会計)		
(主管又は所管)		
(取扱い名)		(領収年月日及び領収者名)
納付目録		

1 延滞金の計算方法

イ 元本金額×延滞金利率×(延滞金起算日から納付の日までの日数÷365)＝納付すべき延滞金額

ただし、既発生延滞金欄に延滞金額が記載されているときは、当該延滞金額との合計額が納付すべき延滞金額となります。

(注意) 納付すべき延滞金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて下さい。

ロ 元本金額のほか、利息についても延滞金が付される場合(2の表の1に該当する場合)には、イの元本金額は、元本金額と利息との合計額となります。

(注意) 延滞金利率は、日歩建てのものについても年利建てに換算して表示してあります。

2 充当順序

延滞金を支払わなければならない場合において、領収した金額が元本(利息)及び支払われるべき延滞金の合計額に不足するときは、その金額を表面の充当区分欄の数字に対応する次の表の充当順序により、順次充当します。

充当区分表

充当区分 欄の数字	充 当 順 序	延滞金が付さ れる金額
1	延滞金、(利 息)、元本	元 本 及 び 利 息
2	延滞金、(利 息)、元本	
3	(利 息)、延滞金、元本	
4	元本、(利 息)、延滞金	
5	(利 息)、元本、延滞金	

(利息) は、延納利息又は貸付金利息を納付すべき場合に該当するときです。

備考

- 1 別紙第4号書式の備考1、4、7、10、14、15及び16は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号書式の備考4中「取扱片名欄の番号」とあるのは「取扱片番号欄」と読み替えるものとする。
- 2 自ら送付する必要がある場合において電子情報処理組織によらないで作成するときは、複写式とすることができる。
- 3 納入告知書として使用するときは「納入告知書」の文字を、納付書として使用するときは「納付書」の文字を記載するものとする。
- 4 第21条の2の規定により作成する納付書にあっては、納付目的の欄に主たる債務者の住所及び氏名又は名称並びに納付の請求の理由を付記するものとする。
- 5 納付場所にあっては、不要文字を抹消するものとする。なお、納付場所を特定するときは、その内容を記載するものとする。
- 6 勘定のある特別会計にあっては、「(取扱片名)」を「(取扱片名)と読み替えるものとする。(勘定区分)」と読み替えるものとする。
- 7 手数料又は一定の期間に応じて付する加算金に係る収入で元本収入と同時に収納すべきものについては、手数料又は加算金の金額欄、加算金の計算方法、納付の請求の文言及び弁済の充当の文言を加えるものとする。
- 8 元本完納後、延滞金又は一定の期間に応じて付する加算金の未納額について納入の告知又は納付の請求をするときは、「納付目的」欄は、未納に係る延滞金又は加算金の計算期間を示し、直ちに納付すべき旨を記載するものとする。
- 9 電子情報処理組織を使用して作成するときは、会計名、主管又は所管名及び取扱片名の欄には、略称をもって表示することができる。
- 10 納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。
- 11 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。